

きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 同 行 援 護

じゅうようじこうせつめいしょ

重 要 事 項 説 明 書

とうじぎょうしょ りょうしゃ たい していきょたくかいご じゅうどほうもんかいご およ とうこうえんご ていきょう
当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護及び同行援護サービスを提供しま
す。

とうじぎょうしょ がいよう ていきょう ないよう けいやくじょう ちゅうい つぎ
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとお
り説明します。

1 サービスを提供する事業者について

じぎょうしょめいしょう 事業所名称	ひらいずみのうぎょうきょうどうくみあい いわて平泉農業協同組合
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	だいひょう り じくみあいちょう さとう かずのり 代表 理事組合長 佐藤 一則
し ょ ざ い ち 所 在 地	いわてけんいちのせきしたけやままち ばん ごう 岩手県一関市竹山町 7 番 1 号
でんわばんごう 電 話 番 号	0 1 9 1 - 2 3 - 3 0 0 6
せつりつねんがつび 設 立 年 月 日	へいせい ねん がつ にち 平成 2 6 年 3 月 1 日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

じぎょうしょめいしょう 事業所名称	じえい えい ひらいずみほうもんかいご J A いわて平泉訪問介護センターもちっこ
してい 指定 じぎょうしょばんごう 事業所番号	0310900618
していねんがつび 指 定 年 月 日	へいせい 28 ねん がつ にち 平成 28 年 10 月 1 日
じぎょうしょしよざいち 事業所所在地	いわてけんいちのせきしましばあざはらした ばん 岩手県一関市真柴字原下 4 番 1
れんらくさき 連絡先	でんわばんごう 電話番号 : 0 1 9 1 - 3 1 - 1 5 3 8 ファックス : 0 1 9 1 - 2 3 - 7 1 5 7
つうじょう じぎょう 通 常 の 事 業 の じつし ちいき の 実 施 地 域	いちのせきし ひらいずみまち 一関市・平泉町

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	いわて平泉農業協同組合が設置する（以下「事業所」という。）において J A いわて平泉訪問介護センターもちっこが実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
運営方針	①事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。 ②指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。 ③指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。 ④前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。

(3) 営業日・営業時間

営業日 : 年末年始（12月31日から1月3日）を除く毎日です。

営業時間 : 午前8時30分から午後5時

但し、業務その他の都合により必要な場合は、始業終業時間を変更し対応いたします。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	吉岡 みゆき
---------	--------

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 名
サービス提供責任者	①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 ②居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行います。 ③利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	常勤職員 名 非常勤職員 名
従業者	①居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 ②サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤職員 名 非常勤職員 名

3 サービスの主たる対象者について（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病患者
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）・難病患者
同行援護	視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害児（身体に障害のある児童のみ）・難病患者

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護		・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

(2) 従 業 者 の 禁 止 行 為

従 業 者 は サービス の 提 供 に あ た っ て 次 の 行 為 は 行 い ま せ ン。

① 医 療 行 為

② 利 用 者 又 は 家 族 の 金 銭、 預 貯 金 通 帳、 証 書、 書 類 な の 預 か り

③ 利 用 者 又 は 家 族 か ら の 金 銭、 物 品、 飲 食 の 授 受

④ 利 用 者 の 同 居 家 族 に 対 す る サ ー ビ ス

利 用 者 の 居 室 以 外 の 居 室、 庭 等 の 敷 地 の 掃 除、 草 刈 り、 植 物 の 水 や り 等。

⑤ 利 用 者 の 日 常 生 活 の 範 囲 を 超 え た サ ー ビ ス (大 掃 除、 庭 掃 除 等)

⑥ 利 用 者 の 居 宅 で の 飲 酒、 喫 煙、 飲 食

⑦ 身 体 拘 束 そ の 他 利 用 者 の 行 動 を 制 限 す る 行 為

(利 用 者 又 は 第 三 者 等 の 生 命 や 身 体 を 保 護 す る た め 緊 急 や む を 得 な い 場 合 を 除 く)

⑧ 利 用 者 又 は 家 族 に 対 し て 行 な う 宗 教 活 動、 政 治 活 動、 営 利 活 動、 そ の 他 の 迷 惑 行 為

(3) サ ー ビ ス の 料 金 と 利 用 者 負 担 額 に つ い て

介 護 給 付 費 に よ る サ ー ビ ス を 提 供 し た 際 は、 サ ー ビ ス 利 用 料 金 (厚 生 労 働 大 臣 の 定 め る 基 準

に よ り 算 出 し た 額) の う ち 9 割 が 介 護 給 付 費 の 給 付 対 象 と な り ま す。 事 業 者 が 介 護 給 付 費 等 の

給 付 を 市 町 村 か ら 直 接 受 け 取 る (代 理 受 領 す る) 場 合、 利 用 者 負 担 分 と し て、 サ ー ビ ス 利 用

料 金 全 体 の 1 割 の 額 を 事 業 者 に お 支 払 い い た だ き ま す。 (定 率 負 担 ま た は 利 用 者 負 担 額 と い い ま す)

な お、 定 率 負 担 ま た は 利 用 者 負 担 額 の 軽 減 等 が 適 用 さ れ る 場 合 は、 こ の 限 り で は あ り ま せ ン。

障 害 福 祉 サ ー ビ ス 受 給 者 証 を ご 確 認 く だ さ い。

■ 障害者の利用者負担

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税非課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

■ 障害児の利用者負担

生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	所得割28万円未満	4,600円

◆ 利用料金の目安は、次表のとおりです。【料金例】

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算	921円に30分増すごとに83円加算

(身体介護を伴う場合) 通院等介助 (つういんとうかいじょ)	ぶんみまん 30分未満	2, 560 ^{えん} 円	256 ^{えん} 円
	ぶんいじょう じかんみまん 30分以上 1 時間未満	4, 040 ^{えん} 円	404 ^{えん} 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 1 時間以上 1 時間30分未満	5, 870 ^{えん} 円	587 ^{えん} 円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 1 時間30分以上 2 時間未満	6, 690 ^{えん} 円	669 ^{えん} 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 2 時間以上 2 時間30分未満	7, 540 ^{えん} 円	754 ^{えん} 円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 2 時間30分以上 3 時間未満	8, 370 ^{えん} 円	837 ^{えん} 円
	じかんいじょう ぶんま かさん 3 時間以上30分増すごとに加算	9, 210 ^{えん} 円に 30分増すご とに 830 ^{えんかさん} 円加算	921 ^{えん} 円に 30分増すごと に 83 ^{えんかさん} 円加算
家事援助 (かじえんじょ)	ぶんみまん 30分未満	1, 060 ^{えん} 円	106 ^{えん} 円
	ぶんいじょう ぶんみまん 30分以上45分未満	1, 530 ^{えん} 円	153 ^{えん} 円
	ぶんいじょう じかんみまん 45分以上 1 時間未満	1, 970 ^{えん} 円	197 ^{えん} 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 1 時間以上 1 時間15分未満	2, 390 ^{えん} 円	239 ^{えん} 円
	じかん ぶんいじょう じかん ぶんみまん 1 時間15分以上 1 時間30分未満	2, 750 ^{えん} 円	275 ^{えん} 円
	じかん ぶんいじょう 1 時間30分以上	3, 110 ^{えん} 円に 15分増すご とに 350 ^{えんかさん} 円加算	311 ^{えん} 円に 15分増すごと に 35 ^{えんかさん} 円加算
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助 (つういんとうかいじょ)	ぶんみまん 30分未満	1, 060 ^{えん} 円	106 ^{えん} 円
	ぶんいじょう じかんみまん 30分以上 1 時間未満	1, 970 ^{えん} 円	197 ^{えん} 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 1 時間以上 1 時間30分未満	2, 750 ^{えん} 円	275 ^{えん} 円
	じかん ぶんいじょう 1 時間30分以上	3, 450 ^{えん} 円に 30分増すご とに 690 ^{えんかさん} 円加算	345 ^{えん} 円に 30分増すごと に 69 ^{えんかさん} 円加算

重 度 訪 問 介 護 じゅうどほうもんかいご	じかんみまん 1 時間未満	えん 1, 860 円	えん 186 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 1 時間以上 1 時間30分未満	えん 2, 770 円	えん 277 円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 1 時間30分以上 2 時間未満	えん 3, 690 円	えん 369 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 2 時間以上 2 時間30分未満	えん 4, 610 円	えん 461 円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 2 時間30分以上 3 時間未満	えん 5, 530 円	えん 553 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 3 時間以上 3 時間30分未満	えん 6, 440 円	えん 644 円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 3 時間30分以上 4 時間未満	えん 7, 326 円	えん 736 円
	じかんいじょう じかんみまん 4 時間以上 8 時間未満	えん 8,210 円に ぶんま 30分増すご えんかさん とに 850 円加算	えん 821 円に ぶんま 30分増すご えんかさん とに 85 円加算
同 行 援 護 どうぎょうえんご	ぶんみまん 30分未満	えん 1, 910 円	えん 191 円
	ぶんいじょう じかんみまん 30分以上 1 時間未満	えん 3, 020 円	えん 302 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 1 時間以上 1 時間30分未満	えん 4, 360 円	えん 436 円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 1 時間30分以上 2 時間未満	えん 5, 010 円	えん 501 円
	じかんいじょう じかん ぶんみまん 2 時間以上 2 時間30分未満	えん 5, 660 円	えん 566 円
	じかん ぶんいじょう じかんみまん 2 時間30分以上 3 時間未満	えん 6, 320 円	えん 632 円
	じかんいじょう 3 時間以上	えん 6, 970 円に ぶんま 30分増すご えんかさん とに 660 円加算	えん 697 円に ぶんま 30分増すご えんかさん とに 66 円加算

【利用料の計算】

福祉・介護職員処遇改善加算 居宅介護・同行援護は 40.2%、重度訪問介護は 32.8%

を乗じて計算します。

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000円	100円	1回につき(1月2回まで)

◆サービスの提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 同行援護において、外出先で食事やトイレなどに身体介護が必要な場合は「同行援護(身体介護を伴う)」を算定します。なお、案内や誘導のためにヘルパーが身体に触れることは身体介護に含まれません。

(4) その他

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じ、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用日の前日午後5時までのご連絡の場合	キャンセル料は無料です
	利用日の前日午後5時以降のご連絡の場合	利用料の10%請求致します。

5 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額について	利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められており、上限額を超えた部分については事業者が介護給付費として市町村に請求することとなっています。 複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。
上限額管理について	居宅介護等における利用者負担上限額管理とは、複数の事業者によるサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者及びその世帯ごとの負担上限額を超えることがないよう事業者ごとの徴収額の管理を行うことです。 対象者は市町村で認定され、受給者証にその旨を記載して「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」が交付されます。 利用者の希望により、当事業所を利用者負担上限額管理者に選任される場合、サービス開始までにお申し出ください。その際、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」を提出してください。事業者が必要事項を記載してお返ししますので、「受給者証」とともに市町村に届け出てください。 (受給者証に上限額管理者名が記載されます。) 利用者等が上限額管理を行う事業者を選ばなかった場合、上限を超えた利用者負担額は、利用者等が直接市町村に償還給付の申請を行うことにより給付を受けることとなります。

	また、例えば、利用者がグループホーム又はケアホームに入居されている場合は、グループホーム又はケアホームが上限額管理を行うことになる等複数のサービスを利用している場合には優先順位が決められていますので、ご留意ください。
利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	利用者負担額及びその他の費用については、1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、23日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。 (ア)利用者指定口座からの自動振替を原則とします。(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落としとします。) (イ)上記によりがたい場合はご相談に応じます。 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いいたします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

6 担当従業者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当従業者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 吉岡 みゆき イ 連絡先電話番号 0191-31-1538 同 ファックス番号 0191-23-7157 ウ 受付日及び受付時間 月～金 8:30～17:00
---	---

※担当従業者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行います。当事業所の人員体制等により、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速かに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。作成した「居宅介護計画等」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

サービスの提供は「居宅介護計画等」にもとづいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。

(3) 居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて

変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当従業者決定等

サービス提供時に、担当の従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の従業者が交替してサービスを提供します。担当の従業者や訪問する従業者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の従業者を指名することはできませんが、従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、従業者が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施啓発・普及するための研修の実施
- (5) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するため委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

9 身体拘束等の禁止

・事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

・事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

・事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

10 衛生管理等

従業員等の清潔の保持や健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年1回健康診断を受けさせる。

当事業所の施設、感染予防のための設備又は備品等について衛生的な管理を行う。

サービスの提供を行う従業員等は、感染予防のため主に次の事項を励行するものとする。
とともに、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

11 感染症対策に関する

感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

12 業務継続計画の策定等

・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの

提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

・事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13 地域との連携等

・事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

・事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、障害福祉サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、障害福祉サービスの提供を行うよう努めるものとする

14 ハラスメント防止対策

・事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

15 その他運営に関する重要事項

・事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

16 秘密の保持と個人情報保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

17 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

18 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	一関市
	担当部・課名	一関市役所 社会福祉課
	電話番号	0191-21-8355
主治医	主治医氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	ぞくがら 続柄
	住所	
	電話番号	

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

(1) 損害保険会社名 岩手コープアイ

(2) 保険名・ 保障の概要

普通傷害保険 : 死亡後遺障害 1,000,000円

入院保険金日額 3,000円・通院保険日額 1,000円

居宅介護事業者保険 : 200,000,000円

19 身分証携行義務

居宅介護等従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

20 心身の状況の把握

指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

21 連絡調整に対する協力

居宅介護等事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

22 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護等の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

23 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定居宅介護等の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス提供日から5年間保存し、利用者は、保存されるサービス提供記録の内容を確認する事ができる
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

24 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

25 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定居宅介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記【事業所の窓口】のとおり)

【事業所の窓口】

○受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
○電話番号	0191-31-1538
○苦情解決責任者	佐々木広幸

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ② 相談担当者は、把握した状況を従業員とともに検討を行い、対応を決定する。
- ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと、ともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

【事業者の窓口】 J Aいわて平泉訪問介護センター もちっこ 相談窓口責任者 佐々木広幸	所在地 一関市真柴字原下4番1 電話番号 0191-31-1538 ファックス番号 0191-23-7157 受付時間 平日午前8時30分～午後5時
【市町村の窓口】 一関市役所 社会福祉課	所在地 一関市竹山町7-2 電話番号 0191-21-8355 ファックス番号 0191-21-4150 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 平日午前8時30分～午後5時
【公的団体の窓口】 県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	所在地 一関市竹山町7-5 電話番号 0191-26-1415 ファックス番号 0191-26-3565 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 平日午前8時30分～午後5時

26 サービス提供開始可能年月日

指定居宅介護の提供開始予定年月日	令和 年 月 日 (曜日)
指定重度訪問介護の提供開始予定年月日	令和 年 月 日 (曜日)
指定同行援護の提供開始予定年月日	令和 年 月 日 (曜日)

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者所在地： 一関市竹山町 7 番 1 号
法人名： いわて平泉農業協同組合
代表者名： 代表理事組合長 佐藤 一則
事業所名： J A いわて平泉訪問介護センターもちっこ
管理者名： 吉岡 みゆき
説明者名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

利用者住所：

利用者氏名： 印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者住所：

代筆者氏名： 印

続 ぐ が 柄：